

個別審査基準（保育所創設）の改正内容

1 各種保健福祉計画等との整合性

(2) 延長保育、一時預かり事業及び休日保育

休日保育を促進するため、新たに休日保育の項目を追加（5点）

2 設置地域における当該施設の必要性

(1) 保育所の設置の整備優先度（配点調整）

現行		改正案
・ 優先整備地域A (15 点) ・ 優先整備地域B (9 点) ・ 優先整備地域C (2 点)	⇒	・ 優先整備地域A (<u>8 点</u>) ・ 優先整備地域B (<u>5 点</u>) ・ 優先整備地域C (2 点)

4 計画施設の基本プラン

(1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場の面積（配点調整）

現行		改正案
・ 定員の 120%以上に対応 (10 点) ・ 定員の 115%以上に対応 (8 点) ・ 定員の 110%以上に対応 (6 点) ・ 定員の 105%以上に対応 (4 点)	⇒	・ 定員の 120%以上に対応 (10 点) ・ 定員の 115%以上に対応 (<u>7 点</u>) ・ 定員の 110%以上に対応 (<u>4 点</u>) ・ 定員の 105%以上に対応 (<u>2 点</u>)

(3) 調理室の面積（配点調整）

現行		改正案
・ 札幌市の推奨面積以上 (1 点) ・ 札幌市の推奨面積の 75%以上 (0.5 点)	⇒	・ 札幌市の推奨面積以上 (<u>2 点</u>) ・ 札幌市の推奨面積の 75%以上 (<u>1 点</u>)

(5) 通園への配慮

地域住民への配慮を踏まえ、駐車台数の区分・配点を変更

現行		改正案
・ 定員の 1/20 以上の駐車台数 (4 点) ・ 定員の 1/30 以上の駐車台数 (2 点) ・ 駐車スペースを確保 (1 点)	⇒	・ 定員の <u>1/10 以上</u>の駐車台数 (4 点) ・ 定員の <u>1/15 以上</u>の駐車台数 (2 点) ・ 定員の <u>1/20 以上</u>の駐車台数 (1 点)

(10) 職員研修に関する計画

保育の質確保の観点から、新たに職員研修の項目を追加

現行		改正案
(なし)	⇒	・ <u>具体的な職員研修計画がある</u> (2 点) ・ <u>職員研修計画がある</u> (1 点)

(11) 地域型保育事業所との連携計画

地域型保育事業の連携施設確保の観点から、新たに卒園後の受け皿の項目を追加

現行		改正案
(なし)	⇒	・ <u>受け皿枠を確保</u> (2 点)

5 資金計画

(2) 借入金の状況 (配点調整)

現行		改正案
・ 借入を行わない (10 点) ・ 借入金の割合が 20%未満 (9 点) ・ 借入金の割合が 40%未満 (8.5 点) ・ 借入金の割合が 60%未満 (8 点) ・ 借入金の割合が 80%未満 (7.5 点) ・ 借入金の割合が 80%以上 (7 点)	⇒	・ 借入を行わない (<u>5 点</u>) ・ 借入金の割合が 20%未満 (<u>4 点</u>) ・ 借入金の割合が 40%未満 (<u>3 点</u>) ・ 借入金の割合が 60%未満 (<u>2 点</u>) ・ 借入金の割合が 80%未満 (<u>1 点</u>)

6 設置主体の事業実績

(2) 運営する保育施設等

保育の質確保や安定運営の観点から、新たに運営する保育施設等の項目を追加

(運営する認可保育所、認定こども園、幼稚園の施設数)

現行		改正案
(なし)	⇒	・ <u>3 以上</u> (2 点) ・ <u>1 以上</u> (1 点)